

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月）午後1時30分から午後1時53分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会長職務代理	5番	中山	雅史
委員	1番	海老原	茂
委員	2番	萱橋	敏男
委員	3番	飯泉	秀夫
委員	4番	栗原	哲
委員	6番	前島	守
委員	7番	菊地	典夫
委員	8番	羽田	茂
委員	9番	矢口	剛

農業委員会事務局職員（4人）

事務局長	成嶋	均
事務局長補佐	浅野	博之
主査	大久保慎太郎	
	青木	憲一

4. 欠席委員

会長 10番 齊藤 常夫

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和3年5月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

早速、定例総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶ですが、本日、齊藤会長が体調不良のため欠席ですので、中山会長職務代理者よりご挨拶をいただきます。中山会長職務代理者お願いいたします。

1. 中山会長職務代理者

皆さん大変お忙しい中、5月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。本日の総会は議案6件、報告事項3件となっております。

皆様方の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしく願いいたします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日は、10番、齊藤会長より欠席の旨通告がありました。出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長は会議の議長となり議事を総括するところではありますが、本日は会長が欠席であります。

同会議規則第16条の会長代理の規定によりまして、以降の議事進行は中山会長職務代理者をお願いいたします。

1. 議長（中山会長職務代理者）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

1. 議長（中山会長職務代理者）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。8番、羽田委員、9番、矢口委員の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は323㎡でございます。

1. 議長（中山会長職務代理者）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。6番、前島委員よりお願いします。

1. 前島委員

はい、5月6日午後1時30分より行った、書類審査と現地調査結果について報告いたします。メンバーは、齊藤会長、栗原委員、羽田委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号1番、地図は2ページをご覧ください。申請地は1メートル程度の草が一面に生い茂った状態です。現地のすぐ近くまで住宅が建ち並んでおりまして、その住宅地の一角の開発という感じの現地状況となっております。

申請地の農地区分は、申請地からおおむね300メートル以内に関東鉄道常総線の小絹駅の改札口があることから、3種農地と判断いたします。申請者は、申請地1筆、323㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っ

ており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長職務代理者）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長職務代理者）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長職務代理者）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長職務代理者）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は660㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は201㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は432㎡、■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は124㎡、■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は704㎡、合計3

筆、1, 260㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（中山会長職務代理者）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4番、栗原委員よりお願いします。

1. 栗原委員

5月6日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど前島委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は4ページになります。申請地は■■■■■■■■■■から藤代方面に向かっていく通りを一本入った所になります。譲受人の自宅の真裏に申請地の所在がありますので管理も容易かと思えます。現在もきれいに耕してある状態でした。

申請者は、借入地約101アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑、1筆、660㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は5ページになります。申請地は■■■■■■■■■■の南に位置しており、譲受人の作付けする畑が隣接しておりますので、管理が容易かと思われれます。現在もきれいに耕してある状態でした。

申請者は、自作地約79アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑、1筆、201㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は6ページになります。申請地は■■■■■■■■■■の延伸工事を行っているところの北側に位置しておりまして、道路予定地のすぐ横になります。

申請者は、自作地と借入地あわせて397アールを耕作しており、水稻・キクラゲ・南瓜・ミョウガを作付する農地所有適格化法人です。申請地は、登記現況とも田、3筆、1, 260㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、ミョウガを作付する予定です。

以上のことから、1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。まず議案第2号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は68㎡でございます。以上です。

計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局(浅野補佐)

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。9ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が21筆で、21,257.13㎡、畑が20筆で、25,584㎡、合計41筆、46,841.13㎡です。貸し手が14人で、借り手が9人となります。

次に更新案件ですが、田が4筆で、4,072㎡、畑が5筆で、3,848㎡、合計9筆、7,920㎡です。貸し手が3人で、借り手が3人となります。

合計では、田が25筆で、25,329.13㎡、畑が25筆で、29,432㎡、合計50筆、54,761.13㎡です。貸し手が17人で、借り手が12人となります。

権利の設定開始は、令和3年6月1日からとなります。

詳細につきましては、10ページから12ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長(中山会長職務代理者)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長職務代理者)

ないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長職務代理者)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第4号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。13ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が7筆で、28,981㎡、畑が6筆で、10,327㎡、合計13筆、39,308㎡です。貸し手が2人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和3年7月1日からとなります。

詳細につきましては、14ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

ないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により原案のとおり決定することにいたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても15ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が7筆で、28,981㎡、畑が8筆で、13,327㎡、合計15筆、42,308㎡です。貸し手が3人、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和3年7月1日からとなります。

詳細につきましては、16ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議長（中山会長職務代理者）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第6号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長職務代理者）

ないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長職務代理者）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長職務代理者）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件を、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は17ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、谷井田地区が1件、小絹地区が2件、福岡地

区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が2件、店舗建築のための売買が1件、工業団地土地区画整理のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は18ページから21ページをご覧ください。

今回の合意解約は15件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが2件、耕作者変更のためのものが11件、農地法第3条申請のためのものが2件となります。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は22ページになります。今回の移動届は2件となります。申請理由は、農業用施設にするためのものが1件、農業用倉庫にするためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和3年5月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩